

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: みなかみ町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅整備資金 (住宅新築・増改築・取得)	助成	みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金	新築:施工業者の所在地は問わない 増改築:町内施工業者、町外施工業者 町外施工業者(下請けに町内施工業者を入れた場合、補助率・限度額が変動) 取得:契約相手の所在地を問わない	・みなかみ町に住所登録をしている方。(整備完了後、6ヶ月以内に転入できる方) ・中学生以下の児童を養育している世帯、または妊婦がいる世帯、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯。 ・町税等の滞納のない世帯。 ・住宅整備後、3年以上居住すること。	■新築の場合:補助対象費の10%上限100万円 ■増改築で町内施工業者の場合:補助対象費の10%上限100万円 ■増改築で町外施工業者の場合:補助対象費の6%(ただし、補助対象事業費が1,000万円以上の場合は60万円) ■増改築で町外施工業者(下請けに町内施工業者を入れた場合)の場合:補助対象費の10%上限100万円 ■取得の場合:補助対象費の10%上限100万円			随時	予算内	子育て健康課	0278-25-5009	http://www.town.minakami-gunma.jp/	
リフォーム等資金 (住宅新築改修等)	助成	みなかみ町住宅新築改修等補助金	個人住宅及び店舗等併用住宅(以下併用住宅)の新築、改修、修繕、補修、増築工事 工事費用が20万円以上 町内に本社又は本店を有する事業者が施行する工事 他の補助制度を受ける場合、その補助制度対象部分の工事は対象外 ※申請書は工事着工前に提出	・町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者又は町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主 ・住宅の所有者及び世帯全員に町税等の滞納のない方	補助対象事業費の10% 上限20万円			随時	予算内	観光商工課	0278-25-5018	http://www.town.minakami-gunma.jp/	
合併処理浄化槽設置費	助成	みなかみ町浄化槽設置整備事業費補助金	処理対象人員50人以下の浄化槽の新規設置又は転換設置	・本町の住民基本台帳に登録された者または登録されることが事実であると認められる者および町長が環境保全上特に必要と認めた場合。 ・町内の下水道認可区域以外の区域に浄化槽を設置する方。 ・当該年度中に事業を完成し、実績報告書が提出できる方。 ・地域し尿処理施設および農業集落排水処理施設等の生活排水処理による処理をしようとする区域以外に浄化槽を設置する方。 ・申請者が、申請時居住地での税金の滞納がないこと。 ・過去15年以内に、当該補助金を受けていないこと。	5人槽 390,000円(新設) /490,000円(転換) 7人槽 474,000円(新設) /574,000円(転換) 10~50人槽 660,000円(新設) /760,000円(転換)			随時	予算内	上下水道課	0278-25-5003	http://www.town.minakami-gunma.jp/	
浄化槽宅内配管工事費	助成	浄化槽宅内配管工事費補助金	みなかみ町浄化槽設置整備事業費補助金 交付要綱に基づく浄化槽設置整備事業において、転換による浄化槽を設置する場合の宅内配管工事	・既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を確認できること。 ・既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を原則として撤去処分すること。 ・みなかみ町の浄化槽設置整備事業により整備する浄化槽のうち転換設置したものであって、宅内配管工事(浄化槽への流入管(便所、台所、風呂等からの排水管をいう。)、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。以下「補助対象工事」という。)であること。 ・当該年度末までに浄化槽の使用が開始されること。 ・町税等(町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。	補助対象工事に要した費用の額とし、10万円を上限			随時	予算内	上下水道課	0278-25-5003	http://www.town.minakami-gunma.jp/	

下水道宅内配管工事費	助成	下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金	下水道等事業(公共下水道処理区域内・農業集落排水処理施設区域内・久保汚水処理施設区域内)により汚水を排除するために建築物に設けられている排水設備に係る工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事 ・既存の浄化槽を廃止(既存の浄化槽を撤去又は環境に影響が及ばないように当該浄化槽を措置することをいう。)する工事 ・下水道等事業の処理区域内にある専用住宅又は併用住宅(以下「住宅等」という。)において補助対象工事を行う者(国、地方公共団体、公社、公団及び法人を除く。) ・住宅等の所有者又は当該住宅等の所有者の同意を得た使用者 ・町税等(町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃をいう。以下同じ。)を滞納していない者 ・住宅等の新築に伴い補助対象工事を行う者は対象外 ・当該住宅等を販売する目的で、補助対象工事を行う者は対象外 ・その他町長が不適当と認める者は対象外 	補助対象工事に要した費用の額とし、10万円を上限				随時	予算内	上下水道課	0278-25-5003	http://www.town.minakami.gunma.jp/
太陽光発電設備設置費	助成	みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 【住宅用太陽光発電システム】 【住宅用太陽熱温水器】 【エコキュート】 【エコジョーズまたはエコフィール】 【エコウィル】 【エネファーム】 【ハイブリッド給湯器】 を新たに設置する個人の方に、費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の自ら居住する住宅に設置する者及び、補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅(建売住宅)を購入する者 ・町民である方または町民となることが確実であると認められる方。 ・世帯の全員が町税等を滞納していないこと ・過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方。 	<ul style="list-style-type: none"> 【住宅用太陽光発電システム】1Kwあたり25,000円 上限100,000円 【住宅用太陽熱温水器】自然循環式 1家庭1基 上限20,000円。強制循環式 1家庭1基 上限40,000円。 【エコキュート】 【エコウィル】 【エネファーム】 【ハイブリッド給湯器】1家庭1台 40,000円 【エコジョーズまたはエコフィール】1家庭1台 20,000円 			随時	予算内	企画課	0278-25-5001	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
生ごみ処理機設置費	助成	生ゴミ処理容器等購入補助金	価格4/5の補助(100円未満切捨て) 上限50,000円 電動式は、一世帯一基とし5年間は同じ内容の補助は受けられない	<ul style="list-style-type: none"> ・町民 ・町税等に滞納がない方 	価格4/5の補助(100円未満切捨て) 上限50,000円						環境課	0278-64-1168	http://www.town.minakami.gunma.jp/
耐震診断費	助成	みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業	町内に存在する木造住宅で次のいずれにも該当するもの 1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅 2)平屋建てまたは二階建てのもの 3)在来軸組み工法で建築したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣対象住宅の所有者かつ居住者 ・町税等に滞納がない者 	交通費以外は町が全額負担			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5021	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
耐震改修費	助成	みなかみ町木造住宅耐震改修補助事業	町内に存在する木造住宅で次のいずれにも該当するもの 1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅 2)在来軸組み工法で建築した平屋建てまたは二階建てのもの 3)耐震診断の結果「倒壊する可能性があるまたは高い」と診断されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・みなかみ町に住民登録を行っている者で、補助対象住宅の所有者または居住者 ・世帯員の中に町税等に滞納している者がいないこと 	補助対象経費の1/2以内 限度額60万円			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5021	http://www.town.minakami.gunma.jp/	